

けんもち　ま　い
釣持　麻衣　氏　(関東学院大学法学部講師)

略歴

1989年和歌山県生まれ。2013年、上智大学大学院法学研究科法律学専攻博士前期課程修了、2015年、Pace Law School, LL.M. in Environmental Law修了、2021年、上智大学大学院法学研究科法律学専攻博士後期課程修了。日本都市センター研究員を経て、2022年4月より現職。

『気候変動への「適応」と法—アメリカに学ぶ法政策と訴訟』(2022年2月)

勁草書房

要旨

本書は、気候変動対策のうち、気候変動とその影響が引き起こす、人間の生命・身体・財産や生態系への悪影響を防止あるいは軽減するための「適応策 (adaptation)」に焦点を当て、アメリカの法制度および気候変動訴訟の分析から、適応をめぐる法規範を明らかにすることを目的とする。同国では特に2000年代以降、法的規制も含めた適応策の導入が進み、また、その実施に関して、裁判例および法的議論が蓄積してきた。適応をめぐる法規範を明らかにするにあたり、本書は具体的に、①適応策の実施に係る法的根拠、②気候変動リスクの考慮とその司法統制のあり方、③財産権保障との整合性、という3つの公法学上の視点を設定する。

本書は6章から構成される。まず第1章は、適応策の意義や、アメリカの法制度および気候変動訴訟の全体像などを概観する。第2章は、連邦政府、州政府および地方政府による具体的な取組みを紹介し、各政府が担う役割と政府間関係に触れる。第3章は、重要な適応策のひとつである土地利用規制、および、治水設備の整備等に伴う土地収用につき、デュー・プロセス条項および収用条項との整合性を検討する。第4章は、法律の実施段階で適応を図る取組みとして、気候変動リスクの考慮について明示的に言及しない既存の連邦法に関する裁判例等を分析する。第5章は、政府による不十分な適応策に起因して、発生または拡大した個人の生命・身体・財産等への損害につき、金銭的救済が請求された裁判例等を取り上げ、不法行為法に基づく国家賠償、および、収用条項に基づく損失補償の可能性を検討する。

第2章から第5章までの検討を踏まえて、第6章では、アメリカの適応に関する法政策の背景にあると考えられる法規範を次のように総括する。①適応策の実施に係る法的根拠については、立法段階は州政府および地方政府が有しているポリス・パワーに、法律・事業の実施段階は既存法令の規定に、それぞれ見出される。また、政府は、構造物の設置管理者として、その維持管理に関し、適応策を実施する法的義務を負う可能性がある。②気候変動

リスクの考慮とその司法統制のあり方では、政府が同リスクに関する科学的知見を合理的な説明なく考慮しなかったことが、恣意的かつ専断的であるとして、違法と解される。ただし、科学的知見の評価および個別決定等への反映方法に関しては、政府に広範な裁量が認められる。裁判所は、当時存在した科学的知見との整合性、および、当該知見の評価や反映方法の合理性という視点から、政府の判断に敬讓的な形で司法審査を行っている。③財産権保障との整合性については、適応策として導入される土地利用規制が、気候変動リスクの低減に実質的に寄与すると認められる限り、土地所有者は、当該規制に伴う私有財産の制約を受忍しなければならず、かつ、収用条項に基づく損失補償も要しないと考えられる。政府による不十分な適応策に起因して、私有財産が物理的に侵害された場合も、収用条項に基づく損失補償が行われる可能性は低いが、消極的収用概念の登場により、損失補償が認められる余地はある。

最後に、現在までの日本の取組みを概観したうえで、既存法令のもとでの適応策の実施可能性などの示唆がアメリカの法政策から得られるとする。